

1 部活動に係る基本姿勢

生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、学校部活動が以下を重視して、地域、学校、分野、活動目的等に応じた、多様な形で最適に実施されることをめざす。

【運動部活動】

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むことをめざし、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。

【文化部活動】

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むことをめざし、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養をめざした教育の充実に努めるとともに、バランスの取れた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。

【共通】

- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。
- 学校全体として学校部活動の指導・運営に係る体制を構築する。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 活動方針の策定等

- ア スポーツ庁、文化庁のガイドライン並びに山口県教育委員会及び平生町教育委員会の定める方針を踏まえ、活動方針を策定する。
- イ 活動方針及び活動計画等については、時機をとらえて、保護者会、学校のホームページ、学校だより等で生徒、保護者、地域に対して公開する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 生徒や教師の数に加え、部活動指導員や外部指導者など指導者の確保の状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に学校部活動を実施できるよう、適正な数の学校部活動の設置に努める。なお、生徒の減少等、やむを得ない場合には、保護者や地域の理解を得ながら休部又は、統廃合の措置について検討する。
- イ 部活動指導員等を積極的に確保し、必ずしも教師が休日の指導や大会等の引率に従事しない体制の構築に努める。平日についても、教師が勤務時間外に指導等を行う時間の減少に向けた工夫に努める。
- ウ 部活動指導員等について、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置づけ、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）に関する規定を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において教育委員会と連携し研修を行うものとする。
- エ 顧問教師の決定については、校務全体の運営に鑑み、校務分掌や本人の意思、部活動指

導員の配置状況等を勘案した上で行うこととし、学校全体として適切な体制を構築する。

オ 学校として、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教師の負担が過度とならないよう留意する。

カ 教師の学校部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号）に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

3 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。

特に運動部活動においては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則った指導を行う

イ 運動部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るために休養等を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ 文化部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取る必要があること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育や養護担当の教師と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

オ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、中央競技団体（スポーツ競技の国内統括団体）又は学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引（競技・習熟レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項、暴力やハラスメントの根絶等から構成される、指導者や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）も適宜活用するなどして、適切な指導を行う。

(2) 適切な休養日等の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある子どもたちが運動、食事、休養及び睡眠のバランスの取れた生活を送り、学習・部活動などの学校生活と学校外の活動とを合わせて充実したものとすることができるよう、部活動の休養日等について具体的な基準を設ける。

【具体的な基準】

◆学期中の休養日の設定

- ・ 週当たり2日以上休養日を設定。平日は少なくとも1日、土曜日又は日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。
- ・ 週末の2日とも休養日とした場合は、平日の休養日を設定なくてもよい。
- ・ やむを得ず、大会参加等で週末の両日に活動した場合は、概ね1か月内における他の日（原則として週末又は休日）に休養日を振り替える。

◆長期休業中の休養日の設定

- ・ 学期中の休養日の設定に準じた取り扱いを行う。
- ・ 生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設定する。

◆1日の活動時間

- ・ 長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ・ 本方針での活動時間とは、スポーツや文化活動の実質活動時間を意味しており、会場への移動、準備、片付け、ミーティング、複数校で実施する練習試合の試合間の休憩、見学等は含まない。また、朝練習については、1日の活動時間を含み、放課後の活動時間が十分に確保できない場合等に、学校生活や家庭生活等へ十分配慮した上で行うものとする。

（3）活動計画の提示

顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。また、これらの活動計画は、生徒・保護者に示し、生徒が部活動や家庭生活等を両立させ、計画的で有意義な時間を過ごせるよう配慮する。

（4）参加する大会等の精査

本方針の趣旨等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問教師の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会・コンクールや地域の行事、催し等を精査する。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

- （1）学校の指導體制等に応じて、性別や障害の有無を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境整備について検討する。
- （2）運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人ひとりの違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。
- （3）学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

5 学校部活動の地域連携

- （1）実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。
- （2）実情に応じて、学校種を超え、中学校、高等学校、特別支援学校等との合同練習を実施す

るなどにより連携を深め、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設ける。

- (3) 地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深め、できるところから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やす。また、学校部活動だけでなく地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味・関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

5 安全管理と事故防止

(1) 下校時刻の設定

年間の日没時刻に応じて、全部活動共通の最終下校時刻を設定する。

(2) 大会参加等に係る移動

生徒の移動に関しては、原則として、徒歩、自転車、公共交通機関、貸切バス、保護者の送迎等によるものとし、顧問の自家用車等への生徒の同乗はしないものとする。

(3) 不断の安全管理と事故防止

ア 事故の未然防止や事故発生時の適切な対応について、適切な措置が講じられるよう徹底するとともに、生徒に対して安全に関する指導を行う。

イ 顧問は、活動場所における施設・設備の点検、活動における安全対策（ゴールの固定、防護ネットの設置、危険行為の禁止等）、気象急変時（急な大雨、竜巻、雷等）の安全確保などを徹底するとともに、生徒が、自らの身の安全を守るための知識や行動を身に付けることができるよう指導を行い、意識の高揚を図る。

(4) 熱中症事故の防止について

ア 近年、気候変動等により、学校の管理下の活動、とりわけ夏季の学校部活動における熱中症事故の防止等、生徒の安全確保に向けた取組を強化することが急務であり、生徒の安全確保を徹底するとともに、適切に対応する。

イ 気温や湿度、生徒一人ひとりの状況等により活動内容を適切に判断する。

ウ 広域的な大会等で止むを得ない事情により活動する場合には、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得等、生徒の健康管理を徹底する。

エ 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底する。

オ 「暑さ指数（WBGT）」が危険領域未満（ 31°C 未満）の状況下においても、活動場所の気温が 35°C に達する場合は、活動を極力控えるなど、状況に応じた対応をとる。

(5) 健康管理について

平素から、生徒一人ひとりの健康管理に努める。また、中央競技団体又は学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する感染症予防に関するガイドライン等を参考にし、感染予防対策に努める。

6 その他

部活動に関する詳細な規定等については、本方針を踏まえ、別に定める。